

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月20日
条例の題名	三重県身体障害者総合福祉センター条例	公 布 日	昭和60年3月29日
条 例 番 号	昭和60年三重県条例第1号	直 近 改 正 日	平成24年3月27日
所管部局課	健康福祉部障がい福祉課	電 話 番 号	059-224-2274
条例の概要	身体障害者の福祉の増進を図るため、三重県身体障害者総合福祉センターを津市に設置する。	条例の 類型	財産管理 型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	身体障害者福祉センターA型および障害者支援施設における主なサービスである自立訓練(機能訓練)を実施する県内唯一の施設として、公の施設を設置しており、条例の目的は妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	身体障害者福祉センターA型および障害者支援施設における主なサービスである自立訓練(機能訓練)を実施する県内唯一の施設であり、公の施設を設置することが必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例に基づく事業は、すべて実施している。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)。	はい	地方自治法第244条の2の規定により、公の施設の設置は条例で定めることが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	障害者自立支援法第5条および身体障害者福祉法第31条など
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	いいえ	事業の規定において、三重県障害者相談支援センターにおいて実施している事業を規定しており、三重県障害者相談支援センター条例の規定と重複する規定があるため、規定を整理する必要がある。
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的である身体障害者の福祉の増進に資する事業を、各条で定める手段により実現しており、整合は図られている。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	条例の目的である身体障害者の福祉の増進に資する施設運営等を条例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、施設運営等に支障が生じると考える。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	いいえ	事業の規定において、三重県障害者相談支援センターにおいて実施している事業を規定しており、三重県障害者相談支援センター条例の規定と重複する規定があるため、規定を整理する必要がある。

公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	納付される利用料金は、施設管理に必要な費用として使用されているものであり、効果及びコストの配分は適正と考える。		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	条例の執行による効果は施設を利用する障がい者等に限られているが、障害者福祉の増進という公益上問題ないと考えます。		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	利用料金の納付は施設利用者に限られるが、利用料金のうち介護給付費等や指定管理料については一部の県民に限定された負担ではない。		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無	
	改正を検討する。 適法性や 効率性において記載したとおり、他条例と重複した条文の改正が必要であると考えため。		無	無	